コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　CERESPO CO., LTD.

最終更新日：2016年10月17日
株式会社セレスポ
代表取締役社長　稲葉利彦
問合せ先：人事総務部長　山本淳也
証券コード：9625
http://www.cerespo.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業経営の透明性・公平性を確保した上で迅速かつ機動的な意思決定を行うことができる経営管理体制を構築することを重要な課題として認識しております。

【基本原則1】株主の権利・平等性の確保
当社は、株主の実質的な権利行使や平等性の確保ができるよう、株主総会招集通知の早期発送並びに当社ホームページでの開示や、株主総会集中日開催の回避など、権利行使の環境整備を行っております。また、株主にとって、有用性の高い情報を積極的かつ速やかに開示しております。

【基本原則2】株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出に向けて、さまざまなステークホルダーとのWIN-WINが必要不可欠と認識しております。
「イベントを通じて自らを含む周囲の幸福を実現し、笑顔のある明るい社会づくりに貢献する」という経営理念を定め、社会へのかかわりや果たすべき役割などを示した「セレスポの幸福」の実現を目指して、事業活動を行っております。　また、ステークホルダーからの信頼をより確かなものにするため、当社で働く一人一人が共有すべき行動規範として「クレド」を定め、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化や風土づくりに努めております。

【基本原則3】適切な情報開示と透明性の確保
当社は、財政状態、経営成績などの財務情報や、経営戦略・ガバナンスなどの非財務情報について、適切な情報開示を行う重要性を十分に認識しております。特に、法令に基づく開示情報だけでなく、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要性が高いと判断した情報につきましても、任意で適時開示を行っております。また、当社ホームページなどを通じて、財務情報や経営計画のほかに、イベントにおけるサステナビリティやユニバーサル、女性活躍推進への取り組みなどの情報を積極的に開示しております。

【基本原則4】取締役会の責務
当社は、取締役会において、中期経営計画や年度計画などの企業戦略について十分な討議を行い決定しております。また、取締役会では、執行担当役員からの提案や、経営幹部を中心とした経営施策検討会からの提案を積極的に取上げ、十分に審議しております。また、取締役会では各取締役が独立した客観的な立場で相互監督できる環境を整えると同時に、取締役・監査役の一部に社外役員を選任することで、取締役の職務執行に対して、実効性および独立性の高い監督体制を構築しております。

【基本原則5】
当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上には、株主、投資家の意見や要望を経営に反映していくことが重要と考えております。そのために、当社ホームページによる情報開示を行うとともに、株主向けには株主総会後の株主懇談会、機関投資家向けの決算説明会および個別面談、個人投資家向けの会社説明会などを定期開催し、積極的に株主や投資家との対話に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を遵守しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社スマイル	1,100,000	19.28
セレスポ従業員持株会	570,300	9.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	435,000	7.62
日本駐車場開発株式会社	213,000	3.73
三木　征一郎	155,725	2.73
稲葉　利彦	100,000	1.75
衣笠　純	94,600	1.65
北原　美子	94,600	1.65
ゴールドマンサックスインターナショナル常任代理人　ゴールドマン・サックス証券株式会社	94,000	1.64
松井証券株式会社	91,000	1.59

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
野末 正博	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野末 正博	○	――	株式会社みずほフィナンシャルグループ、年金資金運用基金ならびにビズネット株式会社等における、会社経営全般および監査等に関する多岐にわたる豊富な経験と高い見識を当社の経営に生かしていただきたく、社外取締役として選任しました。また独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものはありませんので、一般株主との間に利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、必要に応じ適時意見の交換・情報の聴取等を行い、必要に応じ監査に立会うなどの連携を保っております。
また、「内部監査室」を設置し、定期的に監査役との連携を図り監査業務を遂行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
星野　俊司	他の会社の出身者									△				
服部　訓子	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
星野　俊司	○	独立役員	37年に亘る経理・財務・総務・人事を含む多岐に亘る知識・経験等を当社の監査体制の強化に生かしていただくため。また独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものはありませんので、一般株主との間に利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。
服部　訓子	○	独立役員　株式会社トラジ　社外監査役	弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に生かしていただくため。また独立役員の属性として取引所が規定する項目に該当するものはありませんので、一般株主との間に利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

特段のインセンティブを付与することなしに、充分業績向上を果たしているため。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬に関しては、有価証券報告書および営業報告書（事業報告）において全取締役の報酬総額を開示しております。
取締役 年間報酬総額 7名 132,835千円(社外取締役を除く)
監査役 年間報酬総額 1名 8,565千円(社外監査役を除く)
社外役員 年間報酬総額 3名　17,040千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会で承認された方法により決定しております。監査役の報酬等は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で監査役会で協議の上、決定しております。
なお、平成４年10月28日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬を月額25,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。）、監査役の報酬額を月額3,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

「内部監査室」を設置しており、室長の他、兼任スタッフを2名配置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

業務執行、監査・監督体制の状況としては、当社は監査役体制を採用しており、現行の経営体制の員数は取締役5名および監査役3名（うち2名は社外監査役）であります。当社の取締役会は月１回以上開催し、当社の重要事項に関しての審議、意思決定を行っております。さらに取締役会に準ずる機関として、代表取締役・担当取締役・監査役および本社各部門で構成される本部会議を月１回開催しております。
また、執行を徹底するために、代表取締役・担当取締役・監査役および本社各部門ならびに各部署の責任者で構成される所属長会議を月１回開催し、各部門の業務執行状況の管理、部門間での情報共有ならびに相互チェックを実施しております。
取締役候補および監査役候補の選任は取締役会で行い、監査役候補者に関しては監査役会の同意を得た上で、定時株主総会にて承認をいただいております。また、取締役および監査役の報酬は、定時株主総会で承認された上限枠をもとに、取締役会および監査役会にて決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現在の当社業務内容・事業範囲・人員体制において、社外取締役を含む取締役会における相互監督ならびに社外監査役を含む監査役会の監査が有効に機能していると考えられるため。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	今年度より集中日を避け、集中日から1週間前倒しして１９日に開催いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	平成25年７月に東京、大阪で各１回開催いたしました。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成26年７月に開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等をはじめとする各種IR資料を随時ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程により、各ステークホルダーの立場の尊重のために行動基準を設定し、これを遵守しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献の一環として、震災時に要請から24時間以内に緊急避難場所を設置する「クイック24」協定を平成25年3月時点で45市町村と締結しています。また東日本大震災に伴う寄付活動も行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築に関する基本方針」を取締役会で決議しております。

1 コンプライアンス体制
・役員・従業員の業務執行が法令及び定款に適合することを確保するために「コンプライアンス規程」「リスク・コンプライアンス管理委員会規程」を定めるとともに、「クレドスタンダード」（倫理行動基準）を定め、法令順守をはじめとする企業倫理の徹底に取り組む。
・法令遵守上疑義のある行為等を発見した場合、「内部通報規程」を制定し、速やかに直接通報を行う手段を確保するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
・下請法の順守を更に徹底するため、取引業者との契約及び支払いの適正化のため社内体制を整備するとともに指導を徹底する。
・当社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を持たない経営姿勢を貫くことを基本方針とし、反社会的勢力による不当要求等があった場合は、警察等と緊密な連携のもと、全社を挙げて対応する。

2 内部監査体制
・内部統制・牽制機能として内部監査室をさらに充実させ、取締役会で承認された監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査報告を取締役及び監査役に報告する。

3 リスク管理体制
・「リスク管理規程」「リスク管理基準」に定める基本方針および管理体制に基づき、事業を取り巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図る。
・不測の事態が発生した場合は、「危機対策規程」に従い対応し、損害の最小化を図る。
・具体的な防止策を策定し、リスクの未然防止や再発防止等を的確に行える体制を整備する。

4 効率的な業務執行の体制
・戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確にし、効率的な運営を行うため、執行役員制度を導入する。
・定例の取締役会を毎月１回開催し、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
・組織・業務分掌・職務権限規程に基づき部門の業務・役割を果たす事により、各取締役の職務の効率性確保に努める。また稟議規程に則った運営により稟議審査の効率化も進める。
・中期経営計画・年度計画を策定し、全社的な目的を設定し、目標管理制度の精度向上を図る。

5 業務執行に関する情報の保存及び管理
・取締役は、その職務執行に係る次の文書（電磁的媒体記録を含む）およびその関連資料について、それぞれの担当職務に従い文書取扱規程等
に基づいて適切に保管・管理する。
（1）株主総会議事録 （2）取締役会議事録 （3）その他の重要会議議事録 （4）計算書類 （5）稟議書
・取締役及び監査役は、常時これらの文書・情報を閲覧できるものとする。

6 監査役の監査体制に関する事項
・当社は現在、監査役の職務を補助すべき専従スタッフは設置していないが、監査役会は必要に応じて監査役補助者を任命できることとする。

7 業務執行に関する監査役への報告体制
・取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する虞があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見した時、その他報告が必要と認められる事項が生じた時は、遅滞なく監査役に報告する。

8 監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
・代表取締役と監査役は、定期的な会議を通じて意見交換を行う。
・監査役・監査法人・内部監査担当者は、相互に連携を図り、各監査の実効性を図る。
・監査役会は、各職務担当取締役および重要な使用人から個別の説明をもとめることができる。
・監査役は、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、主要な稟議書・その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。

9 財務報告の信頼性を確保するための体制
・当社は、財務報告の信頼性の確保および金融庁より平成18年６月に公布された金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法およびその他関連法令等との適合性を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、市民社会の秩序安全に脅威を与える反社会的勢力に対して一切の関係を持たない経営姿勢を貫くことを基本方針とし、新規取引に際し、都度反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書を取り交わすとともに、反社会的勢力による不当要求等があった場合は、警察等と緊密な連携のもと、全社を挙げて対応しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

